

出産育児一時金の医療機関直接支払制度 合意文書

当院では、できるだけ現金でお支払いいただかなくて済むよう、平成21年10月から始まった「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。

○妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（※）を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。

※家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を含みます。

○退院時に当院からご請求する費用について、原則50万円の一時金の範囲内で、現金でお支払いいただく必要がなくなります。

- ・出産費用が50万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。当院では分娩予約保証金としてお預かりした保証金を不足額のお支払いに充てさせていただきます。一時金と分娩予約保証金を合わせた上での更なる不足分については、退院時、窓口でお支払いいただきます。

- ・出産費用が50万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。

※ 当院が医療保険者から受け取った一時金の額の範囲で、妊婦の方へ一時金の支給があったものとして取り扱われます。

○帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。

○この仕組みを利用なさらず、一時金を医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用を全額お支払いいただくことになります。

<妊婦の方へのお願い>

① 入院時にマイナンバー保険証または健康保険証をご提示ください。また、合意文書を記入後に保険証が変更された場合には、速やかにお申し出ください。

※ 継続して1年以上被保険者であり退職後6カ月以内に出産された場合で、現在は国民健康保険の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明証を保険証と併せてご提示ください（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください）

② 妊婦健診等により、帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、入院時にマイナンバー保険証をご提示ください。また、マイナンバー保険証をお持ちでない方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」を申請し、入手した認定証をご提示ください。窓口負担が軽減される場合がございます。限度額適用認定証をお持ちにならないと請求額が高額になることもありますので、忘れずにお持ちください。

※ 所得により限度額が異なります。限度額の計算はひと月毎になります。

~~~~~  
以上説明を受け、（保険者名）\_\_\_\_\_から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに合意 \_\_\_\_\_ いたします \_\_\_\_\_ いたしません \_\_\_\_\_

被保険者（世帯主）  年 月 日  
患者名